

**山形ふるさと観光検定 事業業務委託に係る
企画提案募集要項**

1 目的

この要項は、山形ふるさと観光検定事業について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するに当たり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務

(1) 業務名

山形ふるさと観光検定事業業務

(2) 業務の内容

別添1「山形ふるさと観光検定事業業務基本仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 提案上限額

6, 247千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は、①から⑧に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、共同企業体にあつては、⑨から⑪に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）を滞納していないこと。
- ③ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑦ 山形県暴力団排除条例（平成23年8月県条例第26号）の規定により、次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認めら

れる者

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。

⑨ 共同企業体の場合は、共同企業体協定書を締結していること。

⑩ 共同企業体の場合は、共同企業体の全ての構成員が、①から⑧までの要件を全て満たしていること。

⑪ 共同企業体の場合は、共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件企画提案に参加していないこと。

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。

② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。

③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。

④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法等

以下の書類を提出すること。

（1）提出書類及び提出部数

＜単独事業者の場合＞

① 参加申込書 (様式第1-1号) : 1部

② 事業者概要書 (様式第2-1号) : 1部

③ 企画提案書 (様式第3号) : 1部

④ 様式第3号に添付する企画提案書 : 8部、CD-ROM 1部

⑤ 再委託事業者の事業概要 (様式第2-1号) : 1部 (再委託がある場合)

＜共同企業体の場合＞

① 参加申込書 (様式第1-2号) : 1部

② 応募資格要件に関する誓約書 (様式第1-3号) : 1部 (構成員毎)

- ③ 事業者概要書 (様式第2-1号) : 1部 (構成員毎)
- ④ 共同企業体概要書 (様式第2-2号) : 1部
- ⑤ 企画提案書 (様式第3号) : 1部
- ⑥ 様式第3号に添付する企画提案書 : 8部、CD-ROM 1部
- ⑦ 共同企業体協定書 (様式第5号 (参考)) : 1部
- ⑧ 再委託事業者の事業概要 (様式第2-1号) : 1部 (再委託がある場合)

(2) 書類の提出期限

- ① 参加申込書及び誓約書 (様式第1-1~3号)、事業者概要書 (様式第2-1~2号)

令和5年11月13日 (月) 午後5時

- ② 企画提案書 (様式第3号)

令和5年11月24日 (金) 午後5時

(3) 提出先

「10 担当部局」あてに提出すること。

(4) 提出方法

直接提出又は郵送による。

- ・直接提出の場合は、山形県の休日を定める条例 (平成元年3月県条例第10号) に規定する県の休日を除く午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までの間を除く) に提出先に提出すること。
- ・郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法に限り、提出期限必着とする。

(5) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、「仕様書」に基づき、以下の事項について記載すること。

- ① 「仕様書」に定める「4 業務の内容」に基づく企画の内容
- ② 業務の実施体制 (業務責任者、業務担当者、連携体制等)
- ③ 業務の実施スケジュール (業務の全工程を記載すること)
- ④ 経費見積書 (様式は任意とする。)

(6) その他

- ・提案は1事業者につき、1提案とする。
- ・提案内容は全て企画提案書に記載すること。
- ・企画提案書は様式第3号に添付して提出すること。
- ・A4判片面刷 (多色仕上げ可)、縦置き左綴じ (ダブルクリップ留め) 横書きとし、表紙、目次を含まず計10頁以内としたうえで、表紙、目次を除いた各頁下部に通し番号を印字すること。

5 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

(1) 記載様式

企画提案に関する一切の質問等は、「企画提案作成に係る質問書 (様式第4号)」によ

り行うものとする。

(2) 提出方法及び提出先

電子メールにより、件名を「山形ふるさと観光検定事業業務への問い合わせ」として「10 担当部局」あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けない。

(3) 質問書の提出期限

令和5年11月13日（月）午後5時

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、質問書を提出した事業者に電子メール等で回答するとともに、山形県ホームページに掲載する。

ただし、各提案者の独自企画に関わること等については、当該質問をした提案者のみに回答する。

6 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

審査は、山形県が設置する「山形ふるさと観光検定事業企画審査会」（以下「審査会」という。）において、企画提案書を審査する。その際、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。詳細は別途通知する。

なお、提案者が多数となった場合は、書類審査による第1次選考を実施する場合がある。

(2) 評価基準

評価は、以下の審査項目により行う。なお、審査項目毎の配点及び審査の視点については、別添2「企画提案評価基準」を確認すること。

<審査項目>

- ① 業務遂行について
- ② WEBシステムの構築について
- ③ プレゼントの手配について
- ④ 広報の実施について
- ⑤ 問題作成について
- ⑥ 事業の分析について
- ⑦ 経費の積算について

7 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 審査会の開催 : 令和5年12月上旬（日時・場所は別途通知）
- (2) 審査結果通知 : 令和5年12月中旬（別途通知）
- (3) 契約 : 令和5年12月中旬

8 委託契約に係る基本事項

- ① 審査結果に基づき、最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀者」という。）と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- ② 事業内容及び実施スケジュール等について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、変更することがある。
- ③ 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約締結に向けた手続きを行うことがある。
- ④ 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀者として選定する。
- ⑤ 審査員の採点の合計が評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ⑥ 提案者が無い場合には、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

9 その他

- ① 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- ③ 提出期限後における企画提案書の再提出、差替えは一切認めない。
- ④ 募集及び契約について、県の都合により事業を取りやめる場合がある。
- ⑤ 参加申込書（様式第1-1～2号）の提出後、都合により参加を辞退する場合は、書面により「10 担当部局」に速やかに連絡すること。
- ⑥ 提出された提案書等は、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）に基づき公開する場合がある。
- ⑦ この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

10 担当部局

山形県観光文化スポーツ部観光復活推進課 観光振興担当

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁8階）

電 話：023-630-2373

FAX：023-630-2097

メール：ykanko#pref.yamagata.jp

「#」の部分「@」に変えて送信してください。